

飲酒運転は故意の犯罪です。

あなたは飲酒運転で検挙されたあと 教壇に立てますか。

最近の飲酒運転の事例をみると、いずれも飲酒運転のもたらす危険性についての認識や
遵法意識が欠如しており、自分だけは大丈夫であるという過信がうかがえます。

- 宴席で飲酒することが予め分かっているにもかかわらず、車で出向いた。
- 酒が強く「このくらい（少量）なら大丈夫」とか、依頼した代行車がなかなか来ないので「短い距離だから大丈夫」といった誤った判断をして車を運転した。

また、運転者が飲酒していることを知りながら同乗したり、車を運転するのを知りながら
運転者に酒をすすめたりすると、運転者と同様、責任を問われます。

児童生徒の健全な育成に携わる教職員が、飲酒運転で検挙されるという事態が生じれば、
教育全体に対する県民の期待を裏切ることになります。教職員は、社会の信頼と期待を損
なうことのないように、率先して社会の規範を守らなければならない立場にあります。

教職員としての自覚と強い意志を持ち、たとえ1滴でもアルコールを飲んだら絶対に運
転をしないという強い決意が必要です。

【参考】 平成26年5月20日施行「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」では、事故を起こ
した際、そのときにアルコールに酔っていたか、どのくらい酔っていたかなどを警察等にわからないようにす
るために、更にアルコールを飲んだりその場から逃げたりして、アルコールに酔っていたかやどのくらい酔っ
ていたかを警察等にわからないようにした場合、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪として12年以下
の懲役刑となります。

セクシュアル・ハラスメントは相手の人権を 著しく侵害する行為です。

相手を尊重する気持ちを持たないで 効果的な教育活動が実践できますか。

教育公務員はとりわけ高い倫理観が求められていることを強く自覚し、自己中心的で相
手を不快にさせるような性的な言動は厳に慎まなければなりません。日ごろから一人一人
がセクハラのない教育環境づくりを心がけ、防止に努めることが大切です。また、間違っ
た固定観念にとらわれず、人権感覚を研ぎ澄まし、私的な行動においても、自らを厳しく
律する必要があります。

体罰は身体的な苦痛のみでなく 精神的な苦痛も与える違法な行為です。

体罰で児童生徒との信頼関係が構築できますか。

体罰で処分した教職員から「熱心さのあまり、ついカッとなって…」という言い訳を聞
くことがあります。しかし、いかなる理由であっても体罰は、絶対に正当化されるものでは
ありません。普段から児童生徒理解が正しく行われていれば、信頼関係に基づいた冷静
な指導ができるはずです。力に頼った指導に対しては、組織的に戒め合うなどの危機意識
がなければ、結局は体罰を容認することになってしまいます。